

農山漁村地域整備計画

(令和7年3月14日)

計画の名称

徳島県盛土による災害防止のための調査事業計画(第1期)

計画策定主体

徳島県

対象市町村

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、藍住町、北島町、松茂町(24市町村)

計画の期間

令和7年度～令和8年度(2年間)

計画の目標

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を発端として、宅地造成法が一部改正となり、危険な盛土を全国一律の基準で規制することとなった。徳島県では現在までに盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域についてを把握し、令和7年度中に規制区域を公布する予定である。

本整備計画においては、盛土による災害の防止を図るため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく特定盛土等規制区域内に存在する既存盛土調査を実施する。

定量的指標

既存盛土調査により、災害発生のおそれがある盛土把握調査実施率。(R6:0%→R8:100%)

対象事業

別紙のとおり

